明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（二三）　一
〔省　令〕
○災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令（総務一七）　一
〔告　示〕
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（法務一二三）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（政令第二三号）（内閣府本府）

1　平成二三年東北地方太平洋沖地震による災害について、起債の特例措置の対象となる地方公共団体等を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二十三号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるもののうち」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第四項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第十七号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

総務大臣　片山　善博

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第一条の規定の適用については、同条第一号中「普通税」とあるのは「普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。